

(参考：薬局関係)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定通院医療機関の指定にかかる同意書

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条の規定による指定通院医療機関の指定について、次のとおり同意します。

なお、指定のうえは、同法の定めるところにより医療（調剤）を担当します。

1 薬局の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 開設者の住所及び氏名又は名称

- ・ 開設者住所
- ・ 開設者氏名
(法人名称及び 代表者の氏名)

3 調剤のために必要な設備及び施設の概要

当薬局は、調剤のために必要な構造及び設備として薬局等構造設備規則第1条第1号から第8号に定める構造設備（基準は裏面記載のとおり）を有しています。

- ・ 医療機関
(薬局)コード

上記のとおり相違ありません。

開設者の住所及び氏名
(法人名称及び代表者)

印

(裏面)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

(薬局等構造設備規則第1条第1号から第8号に定める構造設備)

第1条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 換気が充分であり、かつ、清潔であること。
- 二 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 三 面積は、おおむね19.8㎡以上とし、薬局の業務を適切に行なうことができるものであること。
- 四 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあつては60ルクス以上、調剤台の上にあつては120ルクス以上の明るさを有すること。
- 五 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。
 - イ 6.6㎡以上の面積を有すること。
 - ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。
- 六 冷暗貯蔵のための設備を有すること。
- 七 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。
- 八 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。
 - イ 液量器(20cc及び200ccのもの)
 - ロ 温度計(100度)
 - ハ 水浴
 - ニ 調剤台
 - ホ 軟膏板
 - ヘ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒
 - ト はかり(感量10mgのもの及び感量100mgグラムのもの)
 - チ ビーカー
 - リ ふるい器
 - ヌ へら(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
 - ル メスピペット及びピペット台
 - ヲ メスフラスコ及びメスシリンダー
 - ワ 薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
 - カ ロート及びロート台
 - ヨ 調剤に必要な書籍

以 上